

「介護サービス情報の公表」制度について

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるように支援するための仕組みとして、介護保険法で定められている制度です。

1 公表される情報の内容

公表する情報は、事業所が提供する介護サービスの内容及び事業所の運営状況に関する情報のうち、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを選択するために必要な情報で、これを「介護サービス情報」と言います。

なお、新規に指定(許可)を受けたすべての事業所は、事業所の介護サービス情報の基本となる「基本情報」を神奈川県知事に報告する義務があります。

2 「基本情報」について

「基本情報」は、開設法人や事業所の名称、所在地、連絡先、また、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの情報であって、介護サービス事業所が報告した内容を事業所に伺い、調査した上で公表します。

公表される情報の内容については、介護サービス事業所が責任を負います。

3 情報の公表の頻度

介護サービス事業所は、毎年1回、県が指定した期日までに、介護サービス情報を指定情報公表センター(県指定機関)に報告してもらいます。

事業所から報告いただいた基本情報を、指定情報公表センターが「介護サービス情報公表システム」で翌月末に公表します。(3月新規指定分は翌年度扱いで実施します。)



【情報公表システム】

(<http://center.rakuraku.or.jp/>)

介護サービス情報の公表は、法令に基づく、介護サービス事業者の義務です。後日、県から送付される通知に基づき、期限内に「基本情報の報告」と「手数料の支払い」をお願いします。

<裏面も確認してください>

■書類内容物の確認について

後日、県から送付される郵便物には、次の文書が同封されています。ご確認ください。(場合によっては変更することがあります。)

- ① 「介護サービス情報の公表」の実施について
- ② 「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について
- ③ 「計画通知書」
事業所ごとの「報告ID」・「パスワード」が記載された書面です。
調査票の記入や基本情報の修正等に必要となりますので、大切に保管してください。
- ④ 手数料に関する納入通知書
- ⑤ 調査入力ガイドブック

■「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について

「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等が指定情報公表センターのホームページ(<http://center.rakuraku.or.jp/>)に掲載されています。必ず確認をお願いします。

問合せ先

◆情報公表制度全般に関すること

◆情報公表手数料の納付に関すること

神奈川県高齢福祉課在宅サービスグループ

電話 045-210-4840

(平日 8:30-12:00/13:00-17:15)

■項目の解釈に関すること

■公表システムに関すること

指定情報公表センター

電話 045-227-5690

(平日 9:30-17:00)